

|     |                      |                                                                                        |                                                                                                                         |
|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 350 | 地球温暖化<br>対策課         | ○屋久島全体の温室効果ガスの排出削減を図るため、「屋久島低炭素社会地域づくり構想」に基づいた分野別取組の取組を推進します。                          | ○構想パンプレットなど、屋久島町全世帯への配布を行い取組を周知。屋久島低炭素社会地域づくり協議会においては、分野別取組の情報交換や構想に基づく取組の検討。                                           |
| 351 | 地球温暖化<br>対策課         | ○かごしま低炭素社会モデル創造事業に係る取組について、県ホームページに公表するなど積極的な情報発信に努めます。                                | ○県ホームページや各種イベント等を通じて、屋久島における取組を積極的に情報発信。                                                                                |
| 2   | 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 |                                                                                        | 2 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進<br>○治山事業により79haの造成・維持管理を実施。                                                                      |
| 352 | 森づくり推進課              | ○かごしま低炭素社会モデル創造事業による保全対策を実施するとともに、保安林の適切な管理と指定の拡充を図ります。                                | ○松くい虫被害を防止するために薬剤の空中散布1,175ha、地上散布157ha、伐倒駆除等10,945m <sup>3</sup> を実施。                                                  |
| 353 | 森づくり推進課              | ○シカ等の野生鳥獣や松くい虫等による森林・林業被害を防護策の設置等により防止します。                                             | ○木質バイオマス利用施設の整備（1施設）を推進。                                                                                                |
| 354 | 振興課                  | ○化石燃料の使用を抑制するため、製材工場の残材等を木質バイオマスの発電施設やボイラーの燃料等として活用を促進を図ります。                           | ○事業者、県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減を促進するため、「かごしまエコフアード制度」によるカーボン・オフセットの取組を推進。                                                     |
| 355 | 地球温暖化<br>対策課         | ○温室効果ガス排出量の全部又は一部を森林整備等による吸収量でオフセット（埋め合わせ）するカーボンオフセットの取組を推進します。                        | ○森林吸収源対策推進プランは平成19年度で終了。平成19年度末までに道路開設7,728m（累計）、森林整備・保全1,180ha（累計）を実施。                                                 |
| 356 | 森林経営課                | ○事業者等による森林の整備を促進します。                                                                   | ○健全な森林を育成するため森林の整備を実施するとともに、特に間伐については間伐推進5カ年計画に基づき実施。                                                                   |
| 3   | 地球温暖化<br>対策課         | 3 地球環境を守るかごしま県民運動の推進<br>(1) 県民運動推進体制等<br>○県民運動については、「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」により推進します。     | 3 地球環境を守るかごしま県民運動の推進<br>(1) 県民運動推進体制等<br>○県民運動推進大会を開催するとともに、県民運動推進員の研修会を県内6箇所で開催。                                       |
| 357 | 地球温暖化<br>対策課         | ○「県民運動推進センター」を中心に地球温暖化に関する普及啓発や情報提供などに取り組みます。                                          | ○平成16年6月に指定した、本県の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる「県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、情報提供などを実施。                                                    |
| 358 | 地球温暖化<br>対策課         | ○地域や企業・団体等において、普及・啓発や指導・助言を行う「地球環境を守るかごしま県民運動推進員」や「地球温暖化防止活動インストラクター」による県民運動の展開を推進します。 | ○地球温暖化防止活動インストラクターとして委嘱（H22.4～H24.3）。                                                                                   |
| 2   | 県民運動の展開              |                                                                                        | (2) 県民運動の展開<br>○電気、水、燃料使用量の削減、廃棄物の減量化やリサイクル等毎年度重点行動項目を決めて、運動を推進。                                                        |
| 360 | 地球温暖化<br>対策課         | ○毎年度、重点行動項目を設定し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。                                                  | ○地球環境を守るかごしま県民運動推進大会を鹿児島市で開催（平成23年6月）し、地球温暖化防止に関する講演や環境保全活動団体等の表彰を行った。                                                  |
| 361 | 地球温暖化<br>対策課         | ○地球環境問題への理解と認識を深めるとともに、県民運動の推進を図るため、県民運動推進大会を毎年開催します。                                  | ○「地球環境を守るかごしま県民運動」においてエコライフデーを定め、月別にテーマを決めて実践活動を促進。                                                                     |
| 362 | 地球温暖化<br>対策課         | ○毎月5日を「エコライフデー」に設定し、電気・水・燃料などの省エネ活動やエコドライブの取組を促進します。                                   | ○エコスタイル（クールビズ・ウォームビズ）等に取り組む事業所（CO <sub>2</sub> ダイエット宣言事業所）の募集・登録を行い、宣言事業所に対して地球温暖化防止に係る情報提供等を実施。                        |
| 363 | 地球温暖化<br>対策課         | ○省エネ活動やエコドライブへ取り組む「CO <sub>2</sub> ダイエット作戦」を促進します。                                     | (3) 環境学習ネットワークの構築推進<br>○「生命と環境の学習館」において、指導者養成講座など様々な講座や学習会を開催した。平成23年度は35,704人が入館。                                      |
| 364 | 地球温暖化<br>対策課         | ○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用の促進を図ります。                                                          | ○小中学校、高校へ環境学習アドバイザーを派遣。                                                                                                 |
| 365 | 地球温暖化<br>対策課         | ○学校における環境教育との連携を図ります。                                                                  | ○平成23年度は、60クラブ（会員1,928人）が登録。<br>○子どもエコクラブサポーター研修会及び子どもエコクラブ交流会を平成23年8月26日に開催。                                           |
| 366 | 地球温暖化<br>対策課         | ○「子どもエコクラブ」の設置を促進します。                                                                  | ○人材バンクに69人登録し、県ホームページで公開。（H24.3末時点）                                                                                     |
| 367 | 地球温暖化<br>対策課         | ○環境学習指導者人材バンクの充実及び活用の促進を図ります。                                                          | ○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を、子ども環境大臣に任命。<br>○子ども環境大臣サミットを平成23年8月4～5日に開催。かごしま子ども環境宣言2011を作成<br>○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。 |
| 368 | 地球温暖化<br>対策課         | ○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため、「かごしま子ども環境大臣」の取組をさらに推進します。                                     | (4) かごしま環境パートナーズ制度の推進<br>○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結を推進。                                                                 |
| 369 | 地球温暖化<br>対策課         | ○「かごしま環境パートナーズ制度」に基づく協定の締結をさらに推進します。                                                   |                                                                                                                         |

|     |                                                                                       |              |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 370 | ○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進します。                                                        | 地球温暖化<br>対策課 | ○協定を締結した企業との協働による環境保全対策を推進。                                                     |
| 371 | ○県ホームページを活用した取組の普及啓発に努めます。                                                            | 地球温暖化<br>対策課 | ○県ホームページや県政広報番組を活用し、取組の普及啓発を実施。                                                 |
| 4   | <b>新エネルギー導入の推進</b>                                                                    |              | <b>4 新エネルギー導入の推進</b>                                                            |
| 372 | ○新エネルギーに関する情報について県ホームページに掲載するなど県民に対する普及啓発に努めます。                                       | 地球温暖化<br>対策課 | ○県ホームページや新エネルギーフェア等を活用した普及啓発を実施。                                                |
| 373 | ○事業者に対する普及啓発に努め、太陽光やバイオマスなど新エネルギーの導入を促進します。                                           | 地球温暖化<br>対策課 | ○新エネルギー導入セミナー及び新エネルギー導入セミナー現地研修会などを通じた、普及啓発活動の実施。                               |
| 374 | ○県や市町村による公共施設への新エネルギーの導入を推進します。                                                       | 地球温暖化<br>対策課 | ○市町村施設に対する導入助成の実施。                                                              |
| 375 | ○県内の新エネルギー関連企業の育成や県外企業の誘致を積極的に行い、雇用を創出し、地域振興を促進します。                                   | 地球温暖化<br>対策課 | ○メガソーラー設置事業者に対する候補地に関する情報提供。                                                    |
|     |                                                                                       | 産業立地課        | ○県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援や環境・新エネルギー関連企業の立地に向け誘致活動を展開。                             |
| 376 | ○県民が新エネルギーについて関心や理解を深めるとともに、その導入を促進するため、体験しながら楽しく学べる新エネルギーに関するイベントを開催します。             | 地球温暖化<br>対策課 | ○新エネルギーフェア及び親子新エネルギー工作教室などを通じた普及啓発を実施。                                          |
| 377 | ○市町村や事業者等による新エネルギーの導入を促進するため、関係事業者、市町村担当職員等を対象として、新エネルギーの研修会等を開催します。                  | 地球温暖化<br>対策課 | ○新エネルギー導入セミナー及び新エネルギー導入セミナー現地研修会などを通じた普及啓発を実施。                                  |
| 378 | ○環境に配慮した学校施設（エコスクール）の整備やエネルギーに関する読本の作成、配布などを通じて、新エネルギーに関する教育を推進します。                   | 地球温暖化<br>対策課 | ○親子新エネルギー工作教室などを通じた普及啓発を実施。                                                     |
| 379 | ○県民が市町村においてエネルギーに関する情報の入手や導入の相談等を受けられることができるよう、市町村に対して新エネルギーに関する情報の提供に努めます。           | 地球温暖化<br>対策課 | ○新エネルギー導入セミナー及び新エネルギー導入セミナー現地研修会などを通じた情報提供。                                     |
| 380 | ○太陽光による発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進します。                                                  | 地球温暖化<br>対策課 | ○住宅用太陽光発電設備導入に対する助成等の導入促進策を実施。                                                  |
|     |                                                                                       | 農業開発総合センター   | ○水利用型ヒートポンプを活用し、ハウスミカンでの重油使用量を大幅に削減。さらに、水の循環システムを設置してランニングコスト削減を実証。             |
|     |                                                                                       |              | ○空気熱源ヒートポンプを利用したマンゴー暖房コストの低減効果を検討。                                              |
|     |                                                                                       |              | ○ピーマンのヒートポンプを活用したハイブリッド加温法について、重油使用量の削減効果やハウス内環境及びヒートポンプの稼働特性等を検討。              |
|     |                                                                                       |              | ○木質バイオマス利用施設の整備（1施設）を推進。                                                        |
| 381 | ○「県木質バイオマスエネルギー活用指針（平成22年2月）」等に基づくバイオマス発電やバイオマス熱利用等のエネルギー利用施設の導入を促進します。               | かごしま材<br>振興課 | ○人材バンクに69人登録し、県ホームページで公開。（H24.3末時点）                                             |
| 382 | ○自主的な環境学習や環境保全活動を促進するため、環境学習指導者人材バンクの利用を促進します。                                        | 地球温暖化<br>対策課 |                                                                                 |
| 5   | <b>環境共生住宅の普及促進</b>                                                                    |              | <b>5 環境共生住宅の普及促進</b>                                                            |
| 383 | ○環境共生住宅に関する情報の一元的・体系的な提供に努めます。                                                        | 住宅政策室        | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供。                                                  |
| 384 | ○一般住宅の高断熱化やLEDを使用した省エネルギー機器、太陽光発電システム、高効率給湯器の導入を促進します。                                | 地球温暖化<br>対策課 | ○第13回かごしま環境フェア・第3回新エネルギーを開催し、省エネ機器や新エネルギー製品や環境保全関連機器等の展示などを通じ、普及啓発を実施。          |
| 385 | ○太陽光発電システムについては、国の助成制度や買取制度等を有効に活用しながら住宅への導入を促進します。                                   | 地球温暖化<br>対策課 | ○住宅用太陽光発電設備導入に対する助成等の導入促進策を実施。                                                  |
| 386 | ○環境に配慮した資材の利用や屋上緑化等を促進します。                                                            | 住宅政策室        | ○かごしま環境共生住宅について、ホームページによる情報提供。                                                  |
| 6   | <b>ごみ減量化・リサイクルの推進</b>                                                                 |              | <b>6 ごみ減量化・リサイクルの推進</b>                                                         |
|     | <b>(1) 普及啓発活動の展開</b>                                                                  |              | <b>(1) 普及啓発活動の展開</b>                                                            |
| 387 | ○県民自ら大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、廃棄物の減量化など環境に対する負荷の軽減に努めるとともに、リサイクル製品を積極的に利用するよう普及啓発に努めます。 | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみ減量化やリサイクル等の取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発。 |
| 388 | ○産業廃棄物の適正処理について、県民の理解を深めるための啓発に努めるとともに、産業廃棄物に関する情報を積極的に提供します。                         | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○産業廃棄物処理に係る先進地視察の実施。                                                            |
|     | <b>(2) 循環システムの構築</b>                                                                  |              | <b>(2) 循環システムの構築</b>                                                            |
| 389 | ○容器包装リサイクル法に基づき、各市町村が策定した市町村分別収集計画により、ペットボトルやアルミ缶などのリサイクルを促進します。                      | 廃棄物・リサイクル対策課 | ○県内の全市町村が、容器包装リサイクル法に基づき策定した第6期分別収集計画により分別を行い、リサイクルを促進。                         |



|     |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9   | 奄美群島自然共生ブランドの推進<br>(1) 自然共生ネットワークの形成<br>○奄美の地域資源などの「宝」を、保全・活用する施策として具体化するため、人や情報に係るネットワークを形成し課題に応じて情報の収集を行い、その情報を共有しながら合意形成を図り、連携・協力して施策を実施するよう努めます。              | 自然保護課                     | 9 奄美群島自然共生ブランドの推進<br>(1) 自然共生ネットワークの形成<br>○ブランドの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。                                                                                                                                        |
| 408 |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 409 | (2) サンゴ礁と海岸の保全<br>○サンゴ礁や海岸の生態系を保全するため、オニヒトデの駆除などの施策を関係機関と連携して推進します。                                                                                               | 自然保護課                     | (2) サンゴ礁と海岸の保全<br>○奄美群島において、平成16年度に選定した保全すべき重要なサンゴ礁海域の中でも、さらにサンゴの生育が比較的良好な区域でオニヒトデの効果的な駆除を実施。(平成23年度オニヒトデ捕獲数 954匹)                                                                                                                    |
| 410 | (3) 希少な野生動植物と森林の保全<br>○アマミノコウロウサギ、ルリカゲス、イシカワワガエル、ヤドリコケモモなどの希少野生動物植物や奄美の森を保全するため、関係機関と連携して、重要な対象(種)と地域を関係法令や条例等により保護するとともに、生態系に重大な影響を及ぼす外来種など影響要因への対策を推進します。       | 自然保護課                     | (3) 希少な野生動植物と森林の保全<br>○奄美群島における鳥獣保護区の指定については、第10次鳥獣保護事業計画に基づき進めているところであり、平成9年度から順次、名瀬市の金作原地区、住用村の金川岳地区、笠利町の蒲生崎地区など5箇所を新たに指定。平成23年度末現在、奄美群島では、24箇所約5,100ha(群島面積の4.1%)の鳥獣保護区を指定。<br>○希少種を含む奄美大島特有の生物相を保護するため、平成12年度から外来種のマングースの本格駆除を実施。 |
| 411 | (4) 身近な自然の保全<br>○里地里山等を保護・管理・保全するための森林整備などの施策を一体として推進します。                                                                                                         | 環境林務課<br>森林経営課<br>森づくり推進課 | (4) 身近な自然の保全<br>○各種開発行為の許可申請の事前指導において、必要な場合には赤土流出防止対策を指導。<br>○広葉樹の植栽など樹種の多様性を増進する森林整備を実施。<br>○里山林等の松くい虫被害を抑えるため、森林病虫害等防除事業を実施。                                                                                                        |
| 412 | (5) 自然再生の検討<br>○学術的又は社会的価値を有する自然が、本来の姿を失っている場合や減少、衰退しつつある場合には、自然再生推進法の理念に基づいて、地域の合意形成を図りながら再生の検討を進めます。                                                            | 自然保護課                     | (5) 自然再生の検討<br>○ブランドの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。                                                                                                                                                                   |
| 413 | (6) 環境保全型自然体験活動(エコツアーリズム)の推進<br>○奄美の「宝」を活用した環境保全型自然体験活動(エコツアーリズム)については、過剰な利用によって「宝」が損なわれないよう配慮しつつ、資源の総合的な利用や良質な情報の提供が行われるよう努めるとともに、ガイドの育成・組織化や新たなプログラムの開発等を推進します。 | 観光課<br>自然保護課              | (6) 環境保全型自然体験活動(エコツアーリズム)の推進<br>○旅行エージェント等に対し、奄美の自然の魅力を宣伝し、旅行商品造成の促進に努めた。<br>○エコツアーリズムを推進するために、群島全体での会議を2回、各島での会議を16回開催した。また、エコツアーガイドの育成を推進するために、勉強会を8回開催した。                                                                          |
| 414 | (7) 奄美のブランドの創出<br>○奄美群島の固有の自然及びそれに育まれた生活や文化などの「宝」が保全されていることを積極的に発信して地域イメージを確立するとともに、これを商品の付加価値を高めるために活用します。                                                       | 自然保護課<br>観光課              | (7) 奄美のブランドの創出<br>○ブランドの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。<br>○奄美パークにおいて、奄美群島の優れた自然、特異な文化など、観光情報や地域情報の発信に努めた。                                                                                                             |
| 415 | (8) 自然に対する配慮の徹底<br>○人と自然が共生する個性的な地域づくりのためには、地域住民自らが主体性を持った「主人公」となる必要があります。そのため、地域住民に対して「自然への配慮ガイドライン」の周知徹底を図り、自然に対する配慮を日常生活や通常の事業活動等において行うよう促進します。                | 自然保護課                     | (8) 自然に対する配慮の徹底<br>○ブランドの毎年度の取組状況について、推進会議を開催し、関係者相互の一層の理解と着実な推進を促している。<br>○奄美群島マナーガイドを作成し、自然に対する配慮の徹底に努めた。                                                                                                                           |
| 416 | (9) 世界自然遺産登録に向けた取組<br>○地域の合意形成のもと、奄美の自然への理解を深めてもらうため、パンフレット等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた取組を積極的に推進します。                                                           | 自然保護課                     | (9) 世界自然遺産登録に向けた取組<br>○奄美群島の世界自然遺産登録に向け、保護地域指定に係る関係機関との調整や希少野生生物保護対策、地元住民に対する普及啓発等を実施。                                                                                                                                                |
| 10  | ブルーリバー21の推進<br>○県生活排水処理施設整備構想に基づき、生活排水処理施設の整備を促進し、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の保全に努めます。<br>○下水道法に基づく公共下水道の整備を促進します。                                                         | 生活排水対策室<br>生活排水対策室        | 10 ブルーリバー21の推進<br>○平成23年度末汚水処理人口普及率71.7%<br>○平成23年度末下水道処理人口普及率39.8%                                                                                                                                                                   |
| 417 |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 418 |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 419 |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |
| 419 |                                                                                                                                                                   |                           |                                                                                                                                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                           |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 420 | ○漁港背後集落等については、漁業集落排水処理施設の整備を促進します。                                                                                        | 漁港漁場課                                 | ○漁業集落排水施設の整備は、平成23年度までに7市町村13地区で事業に着手、うち11地区で供用開始。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 421 | ○公共下水道等の整備対象とならない地域については、合併処理浄化槽の整備を促進します。                                                                                | 生活排水対策室                               | ○平成23年度末浄化槽人口普及率28.9%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 422 | ○単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。                                                                                               | 生活排水対策室                               | ○平成23年度末の浄化槽設置基数における合併浄化槽の比率57.1%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 11  | <b>鹿児島湾ブルー計画の推進</b>                                                                                                       |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 423 | ○鹿児島湾の水質保全目標及び水辺環境の保全管理目標の達成維持を図るとともに、良好な水辺環境の保全管理に努めます。                                                                  | 環境保全課                                 | ○鹿児島湾の水質は「水質保全目標」のレベルで良好に推移。「水辺環境の保全管理目標」である施水浴場の調査においては湾内7箇所の施水浴場の全てが良好。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 424 | ○生活排水対策、事業場等排水対策、農業・畜産排水対策及び水産養殖対策など総合的な水質保全対策を推進することにより、汚濁発生源対策を促進します。                                                   | 生活排水対策室<br>水産振興課                      | ○生活排水処理施設の整備を促進。平成23年度末汚水処理人口普及率71.7%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 425 | ○陸域、海域対策として、開発行為における環境への配慮を適正に行うなど環境の保全についての配慮に努めます。                                                                      | 環境保全課                                 | ○県かん水養魚協会による養殖魚場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖魚場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖魚場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 426 | ○県民に親しまれる自然海岸や干潟等については、水質浄化機能の維持・向上、生態系の保全及び住民の利用等に十分配慮しながら適切な保全管理に努めます。                                                  | 環境保全課                                 | ○工場、事業場の立入検査を行い、排水基準違反に対しては、改善勧告等の行政指導を実施。<br>○各種イベント等の中で鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配付を行うなど水質保全に対する意識の啓発の推進。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 427 | ○住民団体や県、市町村等で構成する鹿児島湾水質保全推進協議会や鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会等における啓発活動等を積極的に行い、県民・関係団体・NPO・事業者等の十分な理解と協力のもとに自主的実践活動を促進します。              | 農産園芸課                                 | ○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう作業前の文書指導、作業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 12  | <b>ダイオキシン類等化学物質対策の推進</b>                                                                                                  |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 428 | ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の常時監視や排出基準監視を通じ、ダイオキシン類による汚染の防止及び監視体制の強化を図ります。                                                  | 環境林務課<br>畜産課<br>環境保全課                 | ○公有水面埋立法に基づくものの2件について審査し、環境の保全の見地から意見を述べた。<br>○国土利用計画法に基づく届出等に際し、事業活動による環境への負荷の軽減を図るため、計画内容や周辺環境等を勘案して、環境に配慮した事業を実施するよう指導。<br>○干潟の生物調査の体験学習や環境教育指導者の育成、教材の開発などにより環境教育の拠点としての情報整備。<br>○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において水生生物による水質調査等の実施。<br>○家畜排せつ物法に基づく管理基準に対応するため、関係機関が連携し、家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。<br>○計画の推進にあたっては、「庁内連絡調整会議」や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾域6市2町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。 |
| 429 | ○ダイオキシン類常時監視調査結果や排出基準監視調査結果、自主測定結果を県ホームページで公表します。                                                                         | 環境保全課                                 | ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、湾奥3市、住民団体、事業者団体）は環境研修会や水生生物による水質調査等の活動を周辺住民とともに主体的に行っています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 430 | ○県廃棄物処理計画等に基づき、焼却施設（熱回収施設を含む）の整備を促進します。                                                                                   | 廃棄物・リサイクル対策課<br>環境保全課<br>廃棄物・リサイクル対策課 | <b>12 ダイオキシン類等化学物質対策の推進</b><br>○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排水水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。<br>○ダイオキシン類常時監視調査(大気4地点/年2回、水質・底質11地点/年1回、地下水水質6地点/年1回、土壌6地点/年1回)を実施。<br>○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開。<br>○ダイオキシン類常時監視調査結果をとりまとめ、県のホームページで公表。                                                                                                                      |
| 431 | ○PRTTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量を把握するとともに、有害化学物質の管理の促進や環境汚染実態調査に取り組みます。                                                           | 環境保全課                                 | ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、ごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）が完成。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 432 | ○有害大気汚染物質モニタリング調査結果やPRTTR制度に基づく化学物質の排出量・移動量調査結果を県ホームページで公表します。                                                            | 環境保全課                                 | ○452事業所から届出があり、これを受理し、国に送付。本県のPRTTRデータをまとめホームページに公開。<br>○調査結果を取りまとめ、県ホームページで公表。                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 13  | <b>環境と調和した農業の推進</b>                                                                                                       |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 433 | <b>(1) 環境と調和した産地づくり</b><br>○家畜排せつ物等の有機物を有効活用した良質なたい肥生産に努めるとともに、それらを用いた土づくりを推進し、畜産県である本県の特性を活かした持続性の高い、環境と調和した農業の導入を促進します。 | 食の安全推進課                               | <b>13 環境と調和した農業の推進</b><br><b>(1) 環境と調和した産地づくり</b><br>○県良質堆肥生産利用推進協議会と連携して、良質たい肥生産の技術指導や利用促進のための啓発・普及活動を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                     |